

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

☎ こども課育成支援係 ☎95-9886

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。

支給対象者

	対象者		支給予定日
ひとり親世帯 (2004年4月2日～ 2022年3月31日の間 に生まれた児童)	申請不要	2022年4月分の児童扶養手当受給者	6月30日(休)に児童扶養手当の振込口座に振り込みます。
	申請が必要	・新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人 ・公的年金などを受給していることにより、2022年4月分の児童扶養手当が支給停止となっている人(受給年金額が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人)	8月15日(月)から順次振込予定です。
その他の世帯 (2004年4月2日～ 2023年2月28日の間に 生まれた児童／障害 児は20歳未満まで)	申請不要	2022年度4月分の児童手当及び特別児童扶養手当受給者で、2022年度市民税均等割非課税の人	6月30日(休)に各手当の振込口座に振り込みます。
	申請が必要	・2022年度分の住民税均等割が非課税の人(高校生のみ養育の世帯など) ・新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が住民税均等割非課税と同じ水準になっている人	8月15日(月)から順次振込予定です。

支給額 児童1人につき5万円

※ひとり親世帯分の支給を受けた人は、その他の世帯分の支給を重複して受けることはできません。

申請方法 申請書と必要書類を2023年2月28日(火)までに直接こども課

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

☎ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎95-5131

新型コロナの影響が長期化する中、様々な困難に直面した人が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和4年度の住民税非課税世帯等に対して給付金を支給します。

対 以下の①又は②に該当する世帯の世帯主

①令和4年度分の住民税非課税世帯

基準日(2022年6月1日)に同一の世帯に属する者全員が、令和4年度分の住民税均等割が課されていない世帯又は市町村の条例で定めるところにより当該住民税均等割を免除されている世帯

②2022年1月以降の家計急変世帯

①に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナの影響を受けて2022年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の住民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯)。

支給額 1世帯あたり10万円

申請方法 ①7月1日(金)以降、対象世帯の世帯主に支給確認書を郵送します。支給確認書に必要事項を記入し9月30日(金)までに返送してください。②9月30日(金)までに直接福祉課

注意事項

- ・市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、対象ではありません。
- ・①と②の両方は受給できません。
- ・既に令和3年度の住民税非課税世帯10万円の支給を受けた世帯及び家計急変世帯として10万円の支給を受けた世帯は受給できません。